

浜松市市民文化創造拠点施設基本構想

平成29年6月



浜松市

<目次>

はじめに	1
1 上位計画等	2
1-1 浜松市の計画	2
1-2 関係法令、国の文化振興政策	5
1-3 教育文化会館の今後のあり方	6
2 文化創造活動の現状分析	7
2-1 浜松市の創造都市政策	7
2-2 浜松市の文化創造活動の現状	9
2-3 他都市の創造的な文化施設の動向	14
2-4 市民文化創造拠点施設の方向性	17
3 施設整備の考え方	19
3-1 ホール機能の考え方	19
3-2 施設整備の基本的な考え方	24
3-3 諸室構成	25
4 市民文化創造拠点施設の整備候補エリア	26
5 市民文化創造拠点施設の基本コンセプト	28
6 民間活力を活用した整備・運営手法の検討	30
6-1 整備・運営手法の整理	30
6-2 整備・運営手法の検討	32
7 今後の事業推進に向けて	34
7-1 事業の進め方	34
7-2 「(仮称) 市民音楽ホール」の整備(暫定措置)	35
参考：他都市の文化施設及び文化事業の現状と動向	36

はじめに

浜松市は、「浜松市総合計画」（平成 26 年 12 月策定）において、都市の将来像に「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を掲げ、柔軟な発想と多様な結びつきのなかで、市民協働によるまちづくりを推進するとともに、本市の特長である産業と文化の創造により、創造都市としての自立的な発展を目指しています。また、『『創造都市・浜松』推進のための基本方針』（平成 25 年 3 月策定）では、目指す創造都市の姿や実現のための取り組みイメージを示し、創造都市に対する市民の意識や関心を高めていくとともに、ものづくりや音楽、多文化共生などを活かした創造性あふれる取り組みを展開しています。文化政策については、「浜松市文化振興ビジョン」（平成 21 年 3 月改定）では、「創造都市・浜松の実現」、「文化の多様性が活力となる都市・浜松」、「音楽の都・浜松」を基本目標とし、様々な施策を行っています。

このような状況のなか、市民の文化芸術活動の拠点施設である「教育文化会館（はまホール）」が、老朽化と耐震性の問題から平成 27 年 3 月末で休館しました。その後、同施設のあり方を検討する「教育文化会館（はまホール）検証検討会」が設置され、平成 28 年 3 月に検討会から市長に対して、同施設と同等規模の新施設（ホール）が必要であることなどの提言がなされました。この提言を受け、市としては、創造都市政策における市民の「文化創造拠点」と位置付ける新施設の整備を検討することとしました。

この「文化創造拠点」の整備に向け、平成 28 年 7 月から「浜松市創造都市推進会議」において、「文化創造拠点」に求められる役割、機能、規模や整備候補地を審議し、ここに「浜松市市民文化創造拠点施設基本構想」を策定しました。

1 上位計画等

1-1 浜松市の計画

浜松市市民文化創造拠点施設基本構想に関連する市の上位計画等を整理します。

◆浜松市総合計画（平成 26 年 12 月策定）

都市の将来像

市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』

- ・技術も文化も国際色豊かなクリエイティブシティ [創造都市]
- ・小さな歯車が重なって大きな‘こと’を動かす [市民協働]
- ・新しさを生む伝統を未来へつなぐ [ひとづくり]

※計画期間：平成 56 年度まで

◆「創造都市・浜松」推進のための基本方針（平成 25 年 3 月策定）

浜松市が目指す創造都市の姿

イメージする都市の姿

- ・浜松のものづくりや音楽、多文化共生などの根底にある“やらまいか精神”“柔軟で寛容な市民性”が、まちづくりや暮らしに広く活かされていく
- ・市民が常に新しい試みにチャレンジし、次々と新しい価値を生み出していく
- ・創造的な人材や企業が集積し、日常空間を創造空間（魅力的な都市空間）に変え、市民の暮らしに刺激を与えていく

具体的な状態

- ・市民が様々な物事にチャレンジしたり、リトライできる機会や場がある
- ・様々なジャンルの人が集まり、創造性を刺激する沙龙的な交流がある
- ・アーティストやクリエイターが浜松に活動拠点をもち、まちづくり、市民活動、創造産業に深くかかわっている
- ・地域特有の文化が反映された取り組みやイベントが各所で行われ、大勢の人々が集まってくる
- ・多様な文化や価値観、知識を持った人々が行き来し、情報や活動の交流が行われている
- ・既存の概念や価値観にとらわれず、新たな観点で物事を考える意識が市民に浸透している
- ・歴史の面影を残す建物や史跡が活用され、地域活性化に結びついている
- ・浜松の地から新たな産業や製品、ムーブメント(話題やブーム)が創出されている
- ・浜松を連想させ、市民が誇りに感じる魅力やアイデンティティが高まっている

ビジョンの基本目標

(1) 創造都市・浜松の実現

- ・さまざまな市民や団体と行政の協働によって支えられる、足腰の強い文化・芸術活動が都市の創造的活動を刺激する都市
- ・文化がもたらす創造性がさまざまな分野でのイノベーションをもたらし、産業の活性化やまちづくりをけん引する都市
- ・特に、若手アーティストやデザイナー、クリエイターといった創造的産業に従事する人々が活躍し、ステップアップを図る可能性を秘めた、文化的な魅力を感じる都市
- ・文化芸術活動が消費、蓄積、創造という循環のなかで再生産されるとともに、国内外に発信できる都市ブランドを有する都市

(2) 文化の多様性が活力となる都市・浜松

- ・多様性(地理的条件、国籍、障がい等)から生じる社会的な課題を、文化を通して解決していく都市
- ・都市の文化、山間地域の文化、海辺の文化など、豊かな自然にはぐくまれた多様な文化資産を享受できる都市
- ・外国人市民による文化芸術活動や異文化の共存による新たな文化芸術活動を生み出す都市

(3) 音楽の都・浜松

- ・これまで培ってきた音楽文化の蓄積を重要な都市資産として、音楽を通じたさまざまな人々の交流のステージとなる都市
- ・市内各所で音楽に親しむ機会があり、レベルの高い演奏会が日常的に開催される都市
- ・音楽に関わる情報や専門知識、人的なつながりを求めて音楽家や音楽を志す若者たちが集まる都市
- ・音楽家や音楽関連ビジネスの起業のチャンスが得やすい都市

※計画期間：平成 31 年度まで

◆浜松市都市計画マスタープラン（平成 22 年 5 月策定）

都市計画の基本理念

自然環境と共生した持続可能な都市の実現

豊かな自然の恵みを市民生活に活かし、また、深刻化する地球環境問題の克服に貢献するため、無秩序な都市機能の拡散を抑制し、効率的な土地利用を図り、将来世代に引き継ぐ、自然環境と共生した持続可能な都市を目指します。

都市活力の持続と向上

三遠南信地域や県西部地域などの広域圏の発展をけん引する都市として、ふさわしい都市活力を生み出していくため、これまでの本市の発展を支えてきた工業や農業をはじめ、多様な産業が更に活発に展開されるとともに、交流人口の拡大につながるまちづくりを目指します。

地域特性を活かしたまちづくりと相互連携の強化

都市機能が集積する地域から自然環境豊かな地域までそれぞれの役割を明確にした上で、地域固有の産業基盤や自然資源、歴史・文化・風土などの地域特性を活かしたまちづくりを目指します。また、人・もの・情報のネットワークを活かして地域相互の連携を強化することにより、都市としての一体性を確保します。

市民生活の質の向上

市民一人一人の暮らしが充実し、市民生活の質の向上が実感できるよう、日常生活の利便性や都市の防災性を確保し、ユニバーサルデザインに配慮するなど、安全・安心なまちづくりを目指します。

市民の参加・協働によるまちづくりの推進

地域の実情に応じた創意工夫による個性的なまちづくりを推進するため、市民・NPO・企業などが参加し、協働できる仕組みと体制を強化します。

※目標年次：2030 年（平成 42 年）

◆浜松市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月策定）

6 つの基本的指針

(1) 公共施設に関するムリ・ムダ・ムラの是正

- [1]ハコモノ資産の延床面積縮減
- [2]ハコモノ資産の維持管理コストの最適化
- [3]インフラ資産の維持管理コストの最適化

(2) 安全・安心な公共施設の提供

- [1]ハコモノ資産の予防保全と長寿命化
- [2]インフラ資産の予防保全と長寿命化

(3) 公共施設の最大限の有効活用

- [1]ハコモノ資産の有効活用
- [2]インフラ資産の有効活用

(4) 民間活力の積極的な活用

(5) まちづくりとの連携及び近隣市町等との連携

- [1]まちづくりとの連携
- [2]近隣市町等との連携

(6) 実効ある進捗管理

※目標年次：平成 36 年度

1-2 関係法令、国の文化振興政策

浜松市市民文化創造拠点施設基本構想に関連する法令、国の文化振興政策等を整理します。

◆文化芸術振興基本法（平成 13 年 12 月施行）

文化芸術が人々に多くの恵沢をもたらすものであることを踏まえ、文化芸術の振興に関して基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする法律。

◆劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年 6 月施行）

文化芸術振興基本法の基本理念に則り、劇場、音楽堂等の活性化を図ることによって、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与することを目的とする法律。

◆文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定）

我が国が目指す「文化芸術立国」の姿

- (1) 子供から高齢者まで、あらゆる人々が我が国の様々な場で、創作活動へ参加、鑑賞体験できる機会等を、国や地方公共団体はもとより、芸術家、文化芸術団体、NPO、企業等様々な民間主体が提供している。
- (2) 全国の地方公共団体、多くの文化芸術団体、文化施設、芸術家等の関係者により、世界に誇る日本各地の文化力を生かしながら、2020 年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等がなされている。
- (3) 日本全国津々浦々から、世界中に各地の文化芸術の魅力が発信されている。東日本大震災の被災地からは、力強く復興している姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となって、国内外へ発信している。
- (4) 2020 年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等に伴い、国内外の多くの人々が、それらに生き生きと参画しているとともに、文化芸術に従事する者が安心して、希望を持ちながら働いている。そして、文化芸術関係の新たな雇用や、産業が現在よりも大幅に創出されている。

五つの重点戦略

重点戦略 1：文化芸術活動に対する効果的な支援

重点戦略 2：文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実

重点戦略 3：文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用

重点戦略 4：国内外の文化的多様性や相互理解の促進

重点戦略 5：文化芸術振興のための体制の整備

※目標年次：平成 36 年度

1-3 教育文化会館の今後のあり方

(1) 教育文化会館の概要

教育文化会館（はまホール）は、その名のとおり、幼稚園、中学校、高等学校等の学校教育団体の利用が多く、市民利用が中心となっています。利用目的では、音楽（吹奏楽・オケ・器楽合奏）、発表会・おゆうぎ会の利用が多く、その他に音楽（合唱・声楽、歌謡・ポピュラー）、演劇・ミュージカル・ショー、式典・総会・記念事業など、幅広い用途に利用されていました。

教育文化会館（はまホール）の概要

延床面積	7,253.79 m ²
土地面積	6,857.62 m ²
ホール	1,492 席
楽屋	4 室
リハーサル室	1 室
控え室	2 室
会議室	1 室
練習室	9 室
楽器保管庫	14 区画



教育文化会館（はまホール）外観

(2) 教育文化会館休館後の状況

教育文化会館の休館(平成 27 年 3 月末)後は、代替施設（他の公共ホール：特にアクトシティ浜松）の使用率が上昇し、市内の 1,000 席以上の公共ホールの予約が取りにくくなっています。特に、学校教育団体は特定時期に行事が集中しやすいため、予約が集中して、抽選でしか予約がとれず、日程の都合から行事開催そのものを断念しているケースもあり、教育現場での文化活動（特に発表の場）への影響が懸念されます。

また、アクトシティ浜松に求められる国内外の一流の芸術を提供するといった機能低下の影響も懸念されています。現状のアクトシティ浜松大ホールの使用率が 90%超である中、本来のコンベンション等のイベント開催が減少しているため、市としての交流人口拡大や地域活性化の機会を逃しているといえます。

(3) 教育文化会館（はまホール）の今後のあり方についての提言

「教育文化会館（はまホール）検証検討会」による『教育文化会館（はまホール）の今後のあり方についての提言』（平成 28 年 3 月）では、以下の方向性が示されています。

項目	提言内容
ホール規模	●1,000～1,500 席
新施設の方向性	●創造都市にふさわしい施設
施設機能	●複合化・多機能化による新たな需要創出、民間活力の導入
建築方法	●新設を推奨（ただし建替の可能性を否定せず）
立地	●交通の利便性の高い場所 ●駐車場が確保できる場所
その他	●中心市街地の中規模施設の統廃合

2 文化創造活動の現状分析

2-1 浜松市の創造都市政策

(1) 浜松市が目指す創造都市

『創造都市・浜松』推進のための基本方針（以下「基本方針」といいます。）では、「創造都市」を以下のとおり定義しています。

創造的な活動の源泉が市民を含めた浜松市固有の文化や資源であり、これらの活動によって新しい価値を創出し、市民生活を豊かにするとともに、浜松市の諸問題を解決していきます。

創造都市とは、地域固有の文化や資源を活かした創造的な活動が活発に行われ、その活動が新しい価値や文化、産業の創出につながり、市民の暮らしの質や豊かさを高めていく都市のことを言います。

創造都市では、芸術家やデザイナーなど創造的な仕事に携わる人材を中心とした様々な市民の“創造性”によって産業の発展を促すとともに、環境、教育、福祉などの問題解決を図っていく取り組みが展開されています。

また、基本方針では、浜松市が目指す「創造都市の姿」として、イメージする都市の姿や具体的な状態を以下のとおり想定しています。

市民には活動の機会や場があり、拠点の形成や人々の集いを通じて、創造性を刺激するとともに、多様な情報や活動の交流が行われることで創造都市を実現していきます。

○イメージする都市の姿

- ・浜松のものづくりや音楽、多文化共生などの根底にある“やらまいか精神”“柔軟で寛容な市民性”が、まちづくりや暮らしに広く活かされていく
- ・市民が常に新しい試みにチャレンジし、次々と新しい価値を生み出していく
- ・創造的な人材や企業が集積し、日常空間を創造空間(魅力的な都市空間)に変え、市民の暮らしに刺激を与えていく

○具体的な状態

- ・市民が様々な物事にチャレンジしたり、リトライできる機会や場がある
- ・様々なジャンルの人が集まり、創造性を刺激するサロンの交流がある
- ・アーティストやクリエイターが浜松に活動拠点をもち、まちづくり、市民活動、創造産業に深くかかわっている
- ・地域特有の文化が反映された取り組みやイベントが各所で行われ、大勢の人々が集まってくる
- ・多様な文化や価値観、知識を持った人々が行き来し、情報や活動の交流が行われている
- ・既存の概念や価値観にとらわれず、新たな観点で物事を考える意識が市民に浸透している
- ・歴史の面影を残す建物や史跡が活用され、地域活性化に結びついている
- ・浜松の地から新たな産業や製品、ムーブメント(話題やブーム)が創出されている
- ・浜松を連想させ、市民が誇りに感じる魅力やアイデンティティが高まっている

(2) 創造都市へのプロセスと取り組みの方向性

基本方針では、「創造都市へのプロセス」として、市民が身近な創造性に“気づき”、様々な場面において創造性を意識しながら“活動”していくような環境の整備に取り組むこととしています。

創造的環境の整備	創造的な環境を整備することにより、“やらまいか精神”と称される市民風土を刺激し、市民一人ひとりのイマジネーション(感性)を高める
創造性への気づき	市民が地域社会の様々な課題に対して「創造性」を意識するようになり、様々なアプローチによって解決を試みるようになる(意識・発想の変革)
活動の活性化	市民や企業等の創造的活動が活性化し、浜松の強みや特徴を活かした取り組みが行われる。既存の慣例・枠組みを超えた異文化・異業種連携が進み、新たな価値や産業が創出される

また、基本方針では、創造都市へのプロセスを踏まえ、市民協働、創造性を源泉とする浜松市の強み、創造都市ネットワークの活用などの観点から、5つの柱を設定するとともに、創造都市への牽引するプロジェクトを例示しています。

<p>(1) 新たな発想を喚起する創造空間の演出</p> <ul style="list-style-type: none">①創造性を高めるイベントの実施②アーティスト・クリエイターが活動しやすい環境づくり <p>(2) 創造性あふれる市民活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none">①活動の機会・場の提供②創造都市を支えるサポーターの育成③創造的活動を支援する制度の創設④人と人、活動と活動をつなぐコーディネート機能の充実⑤アーティスト・クリエイターの活動に触れる機会の拡大⑥創造性をはぐくむ教育の推進 <p>(3) 魅力ある地域資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none">①ものづくりを活かしたまちづくり②音楽を活かしたまちづくり③多様性を活かしたまちづくり④歴史・伝統文化を活かしたまちづくり <p>(4) 「浜松のものづくり」を原点とした創造産業の創出</p> <ul style="list-style-type: none">①浜松型モデルの構築②起業支援、中小企業とのマッチング <p>(5) 創造都市ネットワークを軸とした発信・交流・連携</p> <ul style="list-style-type: none">①世界における発信強化と交流促進②国内における発信強化と交流促進
--

2-2 浜松市の文化創造活動の現状

(1) 文化関連施設の整備状況

本市には様々な文化関連施設が立地しています。この立地状況を、「浜松市公共施設等総合管理計画」上の「施設分類」「利用圏域別分類」に基づいて、以下に整理します。

区分	施設分類	内容
施設分類	集会施設	ホール、協働センター、集会所など
	文化・観光施設	美術館、博物館、資料館、文化財、動物園、国民宿舎など
	図書館	図書館
利用圏域別分類	広域	文化・スポーツ・産業振興施設などで、市内だけでなく国内・外からの集客を目的としたコンベンション機能を持つシンボリックな施設や、近隣市町の住民利用がある病院などの施設
	市域	市域全体での利用を基本単位とし、各用途における業務・活動拠点の中心として位置づけられる文化、スポーツや福祉施設
	地域	行政区域内程度の利用を基本単位とし、他の利用圏域に属さない施設

また、教育文化会館が存する分類「集会施設」に関しては、施設の概要（所在する区、建築年度、ホール収容数）を整理します。

①集会施設

「集会施設」とは、教育文化会館（はまホール）のようなホール・集会機能を備え、個人や団体が文化芸術、生涯学習や様々な市民活動の拠点として活用する施設です。このうち、利用圏域が比較的大きい主要施設（広域・市域・地域施設）に、以下があります。

No	施設名称	利用圏域別分類	所在する区	建築年度	ホール収容数
1	アクトシティ浜松ホール	広域	中区	1994	大：2,336 中：1,030
2	教育文化会館	市域	中区	1961	1,492
3	勤労青少年ホーム	市域	中区	1985	100
4	福祉交流センター	市域	中区	1983	600
5	浜北文化センター	市域	浜北区	1981	大：1,208 小：306
6	勤労会館	地域	中区	1983	549
7	男女共同参画・文化芸術活動推進センター	地域	中区	2001	250
8	鴨江アートセンター	地域	中区	1928	—
9	市民協働センター	地域	中区	2001	—
10	文化コミュニティセンター	地域	中区	1988	450
11	雄踏文化センター	地域	西区	1988	604
12	みをつくし文化センター	地域	北区	2008	496
13	三ヶ日文化ホール	地域	北区	1984	802
14	引佐多目的研修センター	地域	北区	1985	400
15	なゆた・浜北	地域	浜北区	2000	406
16	天竜壬生ホール	地域	天竜区	2002	507
17	春野文化センター	地域	天竜区	1985	899
18	水窪文化会館	地域	天竜区	1995	380
19	龍山森林文化会館	地域	天竜区	1990	238
20	春野ふれあい公園集会所	地域	天竜区	1992	—

②文化・観光施設

浜松市の地域資源となる歴史や芸術、音楽、科学等の展示、これらの展示物を通じた情報発信や活動拠点である「文化・観光施設」のうち、広域・市域施設として以下があります。

No	施設名称	利用圏域別分類	No	施設名称	利用圏域別分類
21	浜松城公園天守閣	広域	27	国民宿舎奥浜名湖	広域
22	アクトシティ浜松楽器博物館	広域	28	浜松科学館	市域
23	浜名湖かんざんじ荘	広域	29	美術館	市域
24	動物園	広域	30	博物館	市域
25	フラワーパーク	広域	31	あらたまの湯	市域
26	フルーツパーク	広域	32	秋野不矩美術館	市域

③図書館

図書、DVD等の資料を収集・整理し、市民の利用に供することで調査研究、レクリエーションに資することを目的とした施設に図書館があります。このうち市域施設として以下があります。

No	施設名称	No	施設名称
33	中央図書館	34	城北図書館



文化関連施設分布図(市内全域)



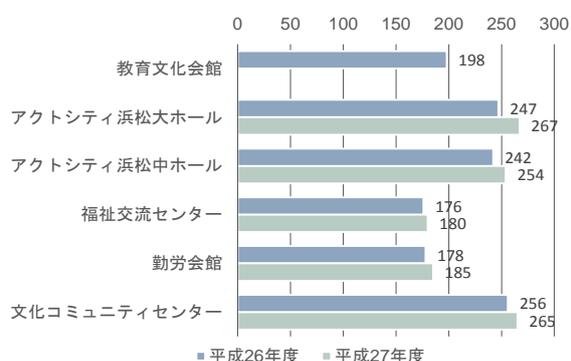
文化関連施設分布図(中区)

(2) ホールの利用現状

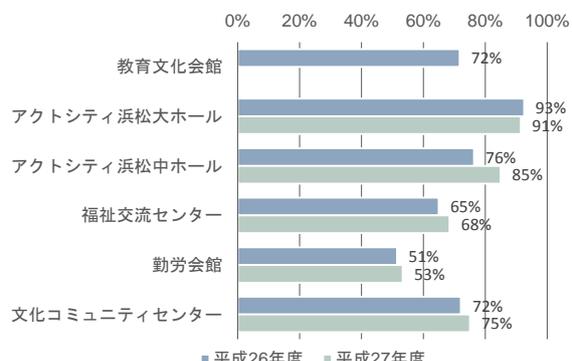
文化創造拠点は、教育文化会館（はまホール）の代替機能を継承し、また「教育文化会館（はまホール）検証検討会」から交通利便性の高い場所に立地することが提言されています。そこで、教育文化会館が立地する中区にある類似施設について、ホール利用の分析から文化活動の現状を整理しました。具体的な施設は、アクトシティ浜松（大ホール・中ホール）、福祉交流センター、勤労会館、文化コミュニティセンター（クリエート浜松）に加え、平成26年度時点の教育文化会館を対象としています。

①使用日数と使用率

ホールの使用日数は年間平均200日程度となっており、これはホールを利用した団体の延べ数と同じ数を意味するため、6ホール合わせると年間延べ1,200団体がホールを利用していることが分かります。また、使用可能日数に占める使用日の割合である使用率については、勤労会館以外の施設では約7割と高くなっています。さらに、教育文化会館休館後の平成27年度の使用率はほとんどの施設で増加しており、休館の影響が他施設にも出ていると考えられます。



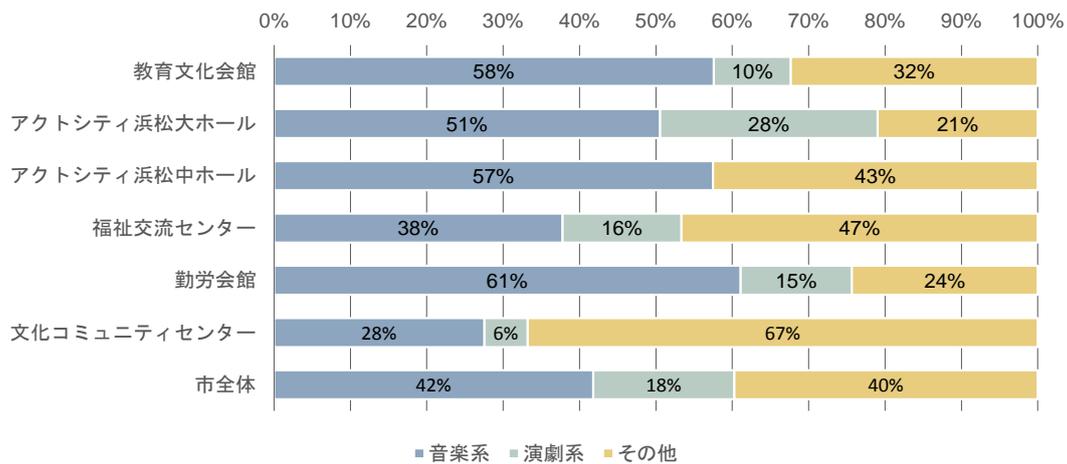
使用日数(延べ利用団体数)



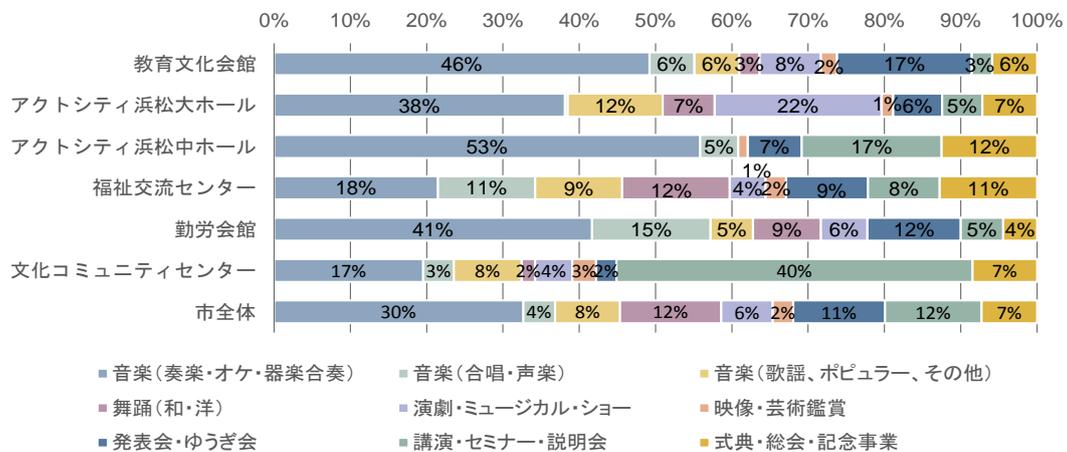
使用率

②催事のジャンル

次に、ホールで行われた催事のジャンルを確認したところ、多くの施設で音楽系、特に「奏楽・オケ・器楽合奏」の利用が中心となっており、市全体でも同様の傾向がみられます。また、演劇系の催事はアクトシティ浜松の大ホールを利用していることが多くなっています。このほか、教育文化会館では他施設に比べて「発表会・ゆうぎ会」の割合が高くなっており、教育関係の行事利用が多くなされていたことがわかります。



ホールにおける催事のジャンル(大分類)【平成27年度】
※教育文化会館のみ平成26年度



ホールにおける催事のジャンル(内訳)【平成27年度】
※教育文化会館のみ平成26年度

(3) 創造活動団体の現状

本市では「みんなのはままつ創造プロジェクト」※を実施し、創造的な活動に取り組む団体を多く支援してきました。平成29年度までにおよそ200件の事業が採択されています。これからも市民等の手によって創造的な活動が活発に行われることが期待されています。

※創造都市の実現に向け、市民活動団体や民間企業等が発意・主導して実施する創造的な取り組みを応援する事業であり、スタートアップの資金を補助するプロジェクトのこと。

年度	事業数	事業例
平成24年度	37事業	浜松の地域資源としての共同建築展 等
平成25年度	39事業	浜松「Art・鉄・人」(アーテツト)プロジェクト 等
平成26年度	25事業	浜松ドライブインシアタープロジェクト 等
平成27年度	37事業	戦国古城と美術館をつなぐアートの回廊まちづくり事業 等
平成28年度	35事業	親しみのある「おんな城主 直虎」のテーマ曲を作ろう 等
平成29年度	25事業	はままつ竹資源活用プロジェクト 等

(4) 鴨江アートセンターの現状

本市の中区には、歴史的な建造物である鴨江別館（昭和3年建設。旧浜松警察署）を活用した浜松市鴨江アートセンターが設置されています。鴨江アートセンターは、浜松市の創造的人材による文化芸術の創作活動、交流、発信の場として広く市民に開かれた活動拠点です。

鴨江アートセンターでは、特に①工房機能・展示機能を有する創造拠点として、アートを中心とした創作活動の推進、②アートプロジェクトなど文化交流事業の推進、③創造的活動の市内外への情報発信、創造都市政策の啓発を行うこととなっています。

鴨江アートセンターの概要

住 所	浜松市中区鴨江町1番地
延床面積	1,334.68 m ²
敷地面積	1,051.46 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造3階建
諸 室	1階 展示室、会議室他 2階 工房、展示室他 3階 会議室他
利用者数 (指定管理実績)	平成25年度 14,657人 平成26年度 22,028人 平成27年度 34,855人 平成28年度 28,788人



鴨江アートセンター 外観

※平成25年11月1日より指定管理を実施

開館以来、鴨江アートセンターでは「アートコーディネーター」のもと、アートイベントやワークショップなどの事業の企画運営、工房で創作活動を行うアーティストとの調整、アーティストや市民との交流の場の創出等がなされてきました。

今後は、利用者層の拡大に向けた企画提案、アーティストインレジデンスへの注力、内外への活動の周知・発信が求められています。

2-3 他都市の創造的な文化施設の動向

他都市における先進的な施設構成や特徴的な運営を行っている文化施設等（14施設）を調査しました。

多くの施設において、ホール以外に施設の多機能化によって市民の多様な文化創造活動を支援しているほか、施設の複合化によって賑わいを創出して、地域の新たな価値を創出しています。運営面では、文化・環境・教育・福祉に関連するワークショップの開催や人材育成、施設外でのアウトリーチに取り組む施設が多くみられます。このほか、持続的な文化活動の推進体制の構築を目的としたアーツカウンシル※設立の動きもみられます。

※高い専門性を持つスタッフが、芸術文化の振興を目的に、各種文化芸術事業への助成を中心とした支援を行う機関。国内では、東京都、大阪府、沖縄県で設立されている。

①ホール・施設の多機能化

- ・「メインホール」（1,200席程度）と「サブホール」（300席程度）という2ホールを有する施設が多い。
- ・ホール以外に「創造活動室」「ワークショップルーム」「スタジオ」「ギャラリー」など、多様な文化芸術活動や創造活動を支援する機能を併設する施設も多い。
- ・利用特性（音楽・演劇・美術）に合わせ、フレキシブルな利用を可能とする「ロフト」「スタジオ」「ラボ」が併設されている（aLa 可児市文化創造センター、山口情報芸術センターなど）。
- ・「練習室」を多様な事業にも対応できるように、主舞台と同規模としている（札幌市民交流プラザ、穂の国とよはし芸術劇場など）。
- ・歴史的建造物の活用（トーキョーワンダーサイト、ヨコハマ創造都市センター）や著名な建築家の設計（山口情報芸術センターなど）によって、創造性を刺激することも意図されている。



1,025席の大ホール(東海市芸術劇場)



創作活動スペース(穂の国とよはし芸術劇場)



美術ロフト(可児市文化創造センター)



歴史的建造物の活用(トーキョーワンダーサイト)

②文化創造活動

- ・「ギャラリー」での創作・展示・発信によって若手アーティストの発掘や育成支援、「レジデンス（宿泊機能）」での海外アーティスト等のクリエイターの制作活動の支援、ワークショップ等で市民との交流機会の創出を行っている（トーキョーワンダーサイト）。
- ・市民が利用可能な創作活動拠点「ファブラボ（工房）」の設置、「ワーキングスペース（シェアオフィス）」によって分野間の交流を促す等の工夫がみられる（ヨコハマ創造都市センター）。
- ・キュレーター、エドゥケーター、エンジニア、デザイナー等の様々なスキルを有するスタッフで運営され、地域に対して情報発信を行っている（山口情報芸術センター）。



ファブラボの設置(ヨコハマ創造都市センター)



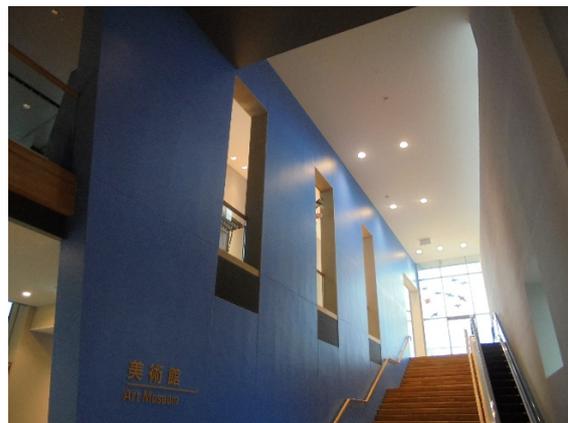
スタッフが活動するラボ(山口情報芸術センター)

③施設の複合化

- ・「放送局・オフィス」（札幌市民交流プラザ）、「図書館・オフィス」（豊島区舞台芸術交流センターあうるすぽっと）、「店舗・マンション」（東海市芸術劇場）、「市役所本庁舎」（アオーレ長岡）、「美術館」（サントミュージゼ：上田市）との複合施設がある。
- ・催事がない場合でも、日常的な賑わいを創出するため、「図書情報」「レストラン・カフェ」「情報コーナー」「コンビニエンスストア」「フリースペース」等を整備している（穂の国とよはし芸術劇場、aLa 可児市文化創造センター、札幌市民交流プラザ、札幌市民ホール、アオーレ長岡、サントミュージゼ、山口情報芸術センターなど）。



庁舎等との複合(アオーレ長岡)



美術館との複合(サントミュージゼ)

④運営・中間組織・事業手法など

- ・施設整備の計画段階から「市民参加」を取り入れている（東海市芸術劇場）。
- ・プロ交響楽団との「パートナーシップ協定」（東海市芸術劇場）、劇団やオーケストラとの「地域拠点契約」（aLa 可児市文化創造センター）、「フランチャイズオーケストラ契約」（静岡市清水文化会館マリナート、新潟市民芸術文化会館りゅーとぴあ）を締結している。
- ・ワークショップや学校・福祉施設などに出向く「アウトリーチ」に取り組む施設が多い（東海市芸術劇場、穂の国とよはし芸術劇場、豊島区舞台芸術交流センターあうるすぽっと、aLa 可児市文化創造センター、新潟市民芸術文化会館りゅーとぴあなど）。
- ・従来の整備方式以外にも、事業費の縮減と民間ノウハウの活用を目的とした「PFI 方式」（静岡市清水文化会館マリナート、穂の国とよはし芸術劇場）、暫定利用のために短期間での整備を目的とした「リース方式」（札幌市民ホール）の整備方式がある。
- ・持続的な文化創造都市の推進体制の構築を目的とした中間組織「アーツカウンシル」の設立に向けた動きもみられる（新潟市民芸術文化会館りゅーとぴあ、札幌市民交流プラザ）。



劇場 ※改修工事中(新潟市民芸術文化会館)



劇場客席・舞台(豊島区舞台芸術交流センター)



リース方式によるホール(札幌市民ホール)



PFI 方式によるホール(静岡市清水文化会館)

2-4 市民文化創造拠点施設の方向性

(1) 「創造都市・浜松の推進」に向けた現状

『創造都市・浜松』推進のための基本方針」が目指す都市の姿、状態と、現在の浜松市における文化関連施設の状況、市民団体による活動から、以下のような課題があると認識しています。

◆創造活動を受け入れる場が不足している

創造活動には様々な取組みが含まれますが、現在の文化施設の利用は市民の発表・鑑賞の場にとどまっています。また、音楽や演劇に限らず、ジャンルにとらわれない、何かをしたい人を受け入れる場が不足していると考えられます。

そのため、創造都市が目指す「浜松らしい新たな価値」や「にぎわい」の創出までは至っていないといえます。

◆地域資源の魅力に気づく機会が十分でない

浜松には魅力のある地域資源（ものづくり、音楽、多様性、歴史・伝統文化）があります。こうした地域資源は創造性の源となりますが、市民がそうした魅力に気づく機会は十分とはいえません。そのため浜松市の地域資源の魅力に気づく機会の提供も必要です。

また、市民が身近な地域資源の魅力に気づき、“浜松”を誇りに感じる事が、浜松の持続的発展に必要です。そして、創造都市の実現には、このような多様な文化や価値観をもった市民が集まり、互いの創造性を刺激しあえるような場が必要です。

◆創造都市実現への戦略・体制の充実

本市では、市民の文化活動を継続的に支援・推進する体制、文化創造活動に資する経営資源である「ヒト、モノ、資本、情報」を戦略的に展開する仕組みが乏しいと認識しています。

市民が柔軟性をもった発想、他者への寛容を養っていくプログラムや場が必要となります。

社会的包摂（Social Inclusion）機能が発現されることで、市民の暮らしの質や豊かさを高め、浜松市の産業の発展を促すことを期待します。

(2) 市民文化創造拠点としての新施設の役割

本市の現状、他都市の取組みを踏まえ、市民文化創造拠点施設に求められる役割や機能を整理します。

	ハード面	ソフト面
市内の現状 (課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・創造活動の拠点となる求心的な場所が少なく、多様な人が、集い創造性を刺激し合う機会が少ない ・地域資源が集まり、融合する場や機会が乏しく、「浜松らしい新たな価値」や「にぎわい」が創出されにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動を通じた環境、教育、福祉などの問題解決を図っていく取組みが少ない ・文化創造活動を継続的に支援・推進する体制、経営資源を戦略的に展開する仕組みがない
他都市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・創造活動室やワークショップルーム等の機能によって市民の多様な文化創造活動を支援している ・他の公共施設や民間施設との複合化、情報発信やサービス提供によって継続的にぎわいを創出している 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化施設発信による文化、教育、福祉に関連するワークショップ、人材育成、アウトリーチが盛ん ・持続的な文化活動の推進体制の構築を目的としたアーツカウンシル設立の動きがみられる



新施設の役割 ・ 必要な機能	<ul style="list-style-type: none"> ・創造活動の支援、多様な利用、交流を促進する機能、諸室の充実 ・地域資源の最大限の活用 ・教育文化会館の後継施設としての発表、鑑賞、練習機能の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・分野や団体を越えた多様な文化、価値観、知識の連携、交流 ・ワークショップやアウトリーチ活動への積極的な取組み ・創造活動を総合的、戦略的に支援、推進する体制、仕組みの構築
----------------------	---	--

3 施設整備の考え方

3-1 ホール機能の考え方

(1) 浜松市の公共ホールの特性

浜松市内の主要な文化施設のホール規模と利用特性を以下に、整理します。

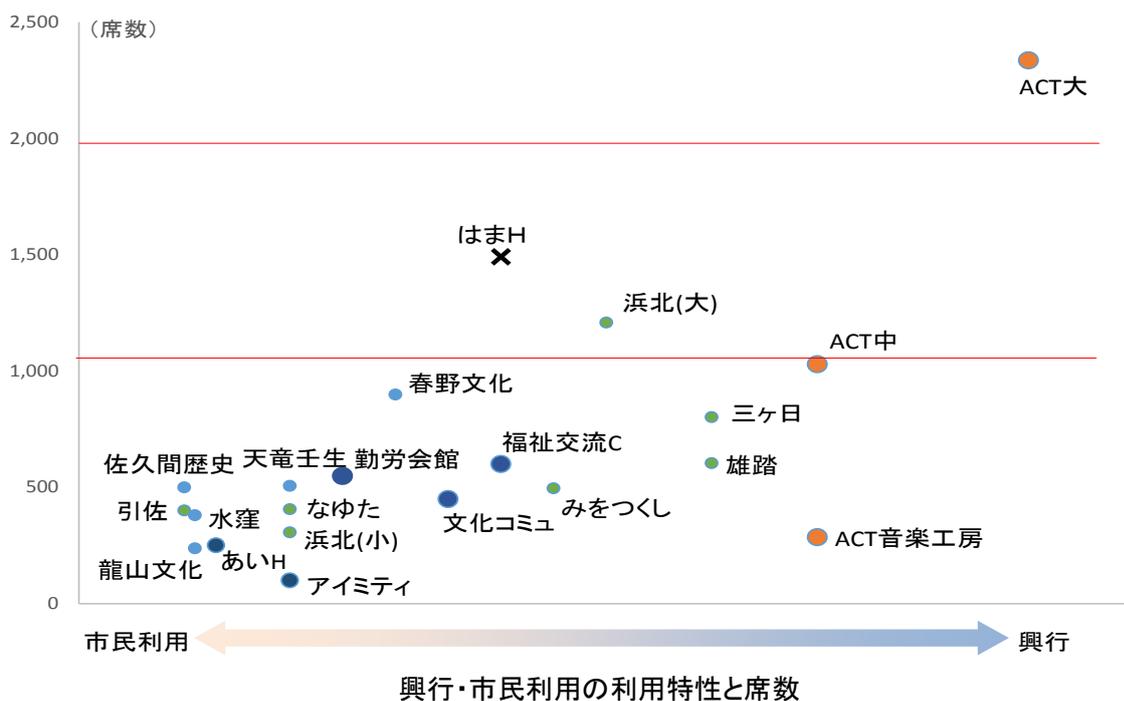
アクトシティ浜松大ホールは、2,336席で市内最大規模を有し、興行利用が中心となっています。また、中ホールは1,030席を有していますが、舞台がオーケストラや吹奏楽の大編成に対応した広さを有していません。アクトシティ浜松研修交流センター内の音楽工房ホール(286人)は平土間形式(ロールバック式ではない)で、音楽系のセミナーやワークショップで利用されています。

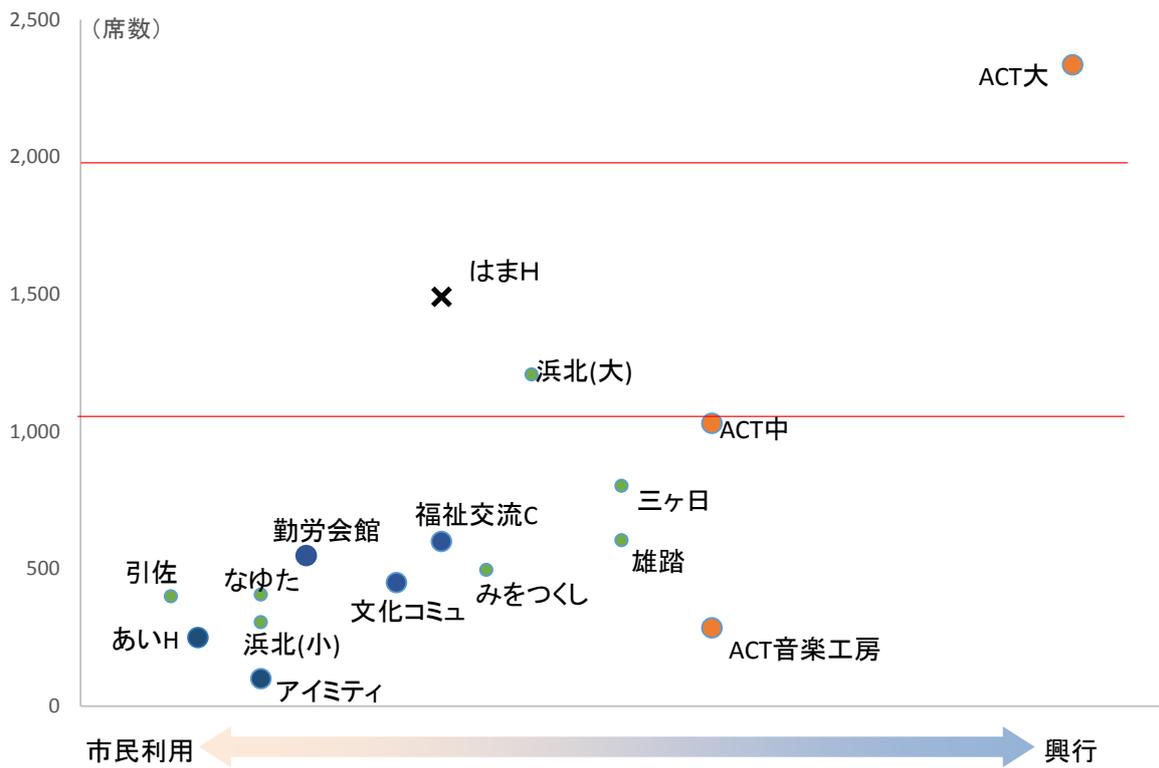
市の中心部(中区)に立地する福祉交流センター、勤労会館(Uホール)、文化コミュニティセンター(クリエート浜松)の3施設は座席数が500席前後に集中しており、勤労会館と福祉交流センター(オルガン付)はともに固定席で音楽利用を主目的とした仕様、文化コミュニティセンターは平土間(一部ロールバック)で、講演等を主目的とした仕様となっています。

こうした中、現在休館中の教育文化会館(はまホール)は、規模ではアクトシティ浜松の大ホールと中ホールの間規模に位置し、主に音楽を中心とした市民活動の発表の場を担ってきました。

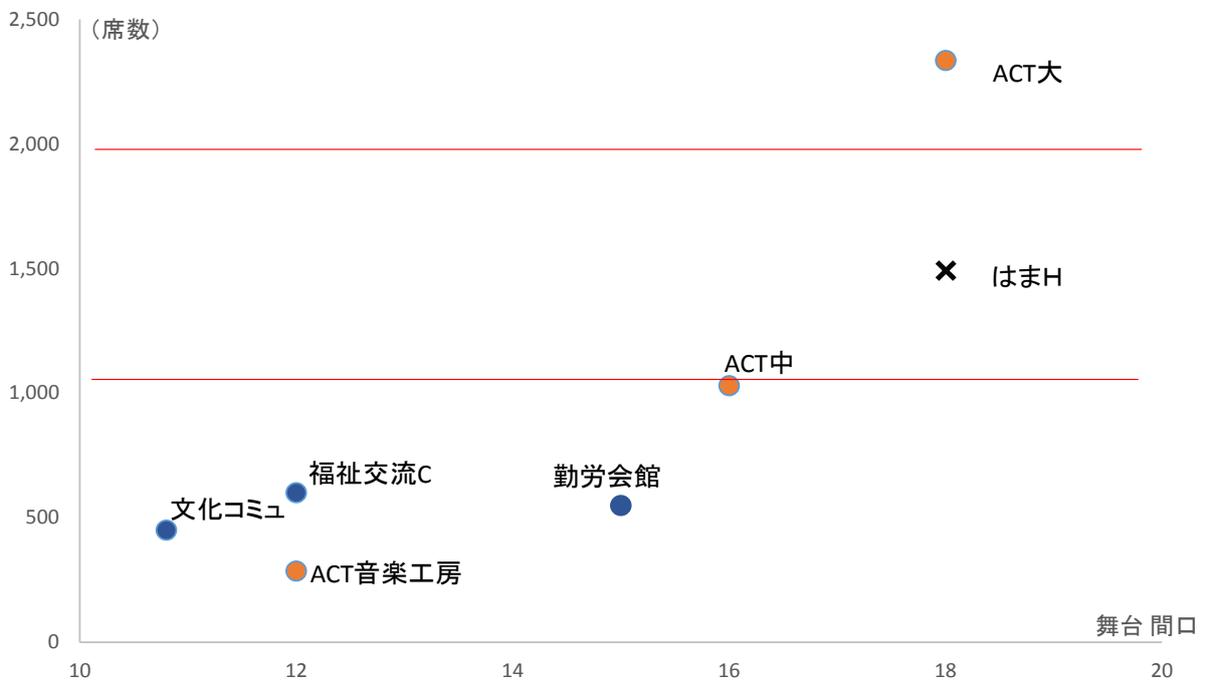
一方で、勤労会館と福祉交流センターは、舞台が大編成のオーケストラや吹奏楽には適応していません。また、中区の500席未満の小規模ホールはアクトシティ浜松の音楽工房ホールのみであり、他都市で見られる多様な文化芸術活動や創造活動に対応可能なホール(施設)がありません。

これらのことから、浜松市では、①オーケストラや吹奏楽の大編成に対応した600~1,800席の中規模ホール、②創造活動に対応した200~400席程度の小規模ホールが不足しています。





興行・市民利用の利用特性と席数(主要施設のみ)

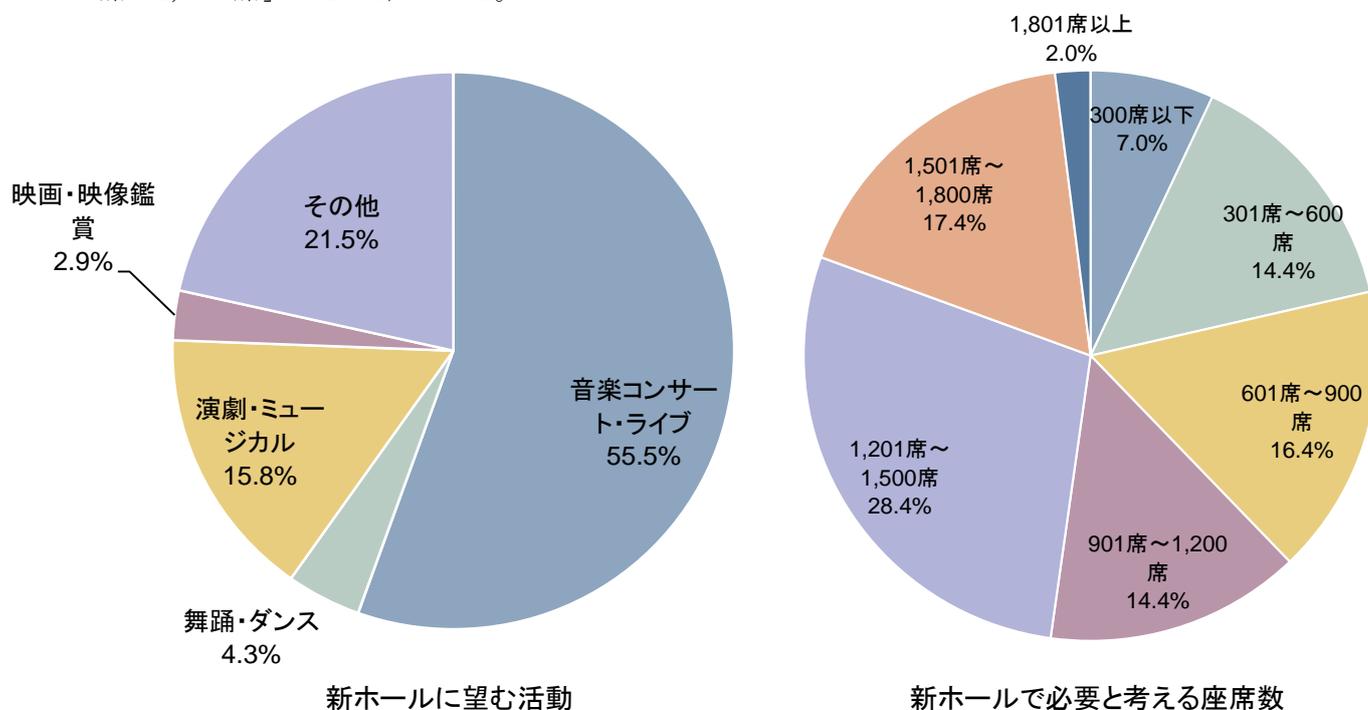


舞台間口と席数(中区のみ)

(2) 新ホールに対する利用団体のニーズ（利用目的・規模）

利用団体等へのアンケート調査では、新ホールで望む活動は、「音楽コンサート・ライブ」が55.5%と最も多く、次いで「演劇・ミュージカル」が15.8%でした。

新ホールで必要と考える座席数は、「1,201席～1,500席」が28.4%で最も多く、次いで、「1,501席～1,800席」が17.4%でした。



利用団体等へのアンケート調査の概要

- 調査対象：浜松市内の市民文化活動団体等 295 団体
※教育文化会館を平成 26 年度に利用した実績のある団体等
- 調査期間 平成 28 年 12 月 26 日（月）～平成 29 年 1 月 20 日（金）
- 調査方法 郵送配布・郵送回収
- 回収状況 回収数：203 通、回収率：68.8%

(3) ホール機能の考え方

①ホールの主な利用者：市民利用を主とする

新施設は市民の創造活動拠点としての性格を有することから、市民利用を中心として想定します。興行利用の採算ラインとなる座席数は、1,500～2,000席が一つの目安となっていますが、新施設では、この基準にとらわれないものとします。

②ホールの利用想定：音楽を主目的とする

新施設は、教育文化会館の後継施設としての性格もあり、舞台芸術等は1,000席未満を適正規模とする考えもありますので、ホールは音楽利用を中心とします。

なお大規模な興行、収益性が求められる鑑賞を主とする事業は、席数が十分であるアクトシティ浜松の大ホールが担うものとします。またアクトシティ浜松の中ホールはオルガンがあることや、舞台の大きさから、室内楽等を中心とした利用を想定しています。

③ホール規模

教育文化会館が約1,500席でしたので、新施設も同規模とすることを基本としますが、一方で市民利用では1,500席を埋める団体は少ないとされます。また「はまホールと同規模」を希望する団体等においても、それが席数を指すものか、舞台から客席最後部までの距離やホール容量を指すものかは、まちまちだと思われます。また現状において1,500席規模の公演はアクトシティ浜松の大ホール(2,000席規模)でまかなうことも可能です。

これらと市内(中区)の文化施設の整備状況を鑑みると、新施設のホールは1,000～1,500席を中心に今後検討を深めていくものとします。

④ホール構成

他都市事例から市民の創造活動拠点を併設しているホールでは、主ホールの他にもアートスペースなどの名称の多目的スペースを設けている例があり、この多目的スペースが様々な用途に利用されています(とよはし芸術劇場等)。こうした多目的スペースを公演利用とすることで、土日に公演が集中しがちな中であって、利用機会の増加につながっています。

こうしたことから、新施設では「ホール」に加えて、様々な利用も可能とする多目的スペースの設置について検討を深めていきます。

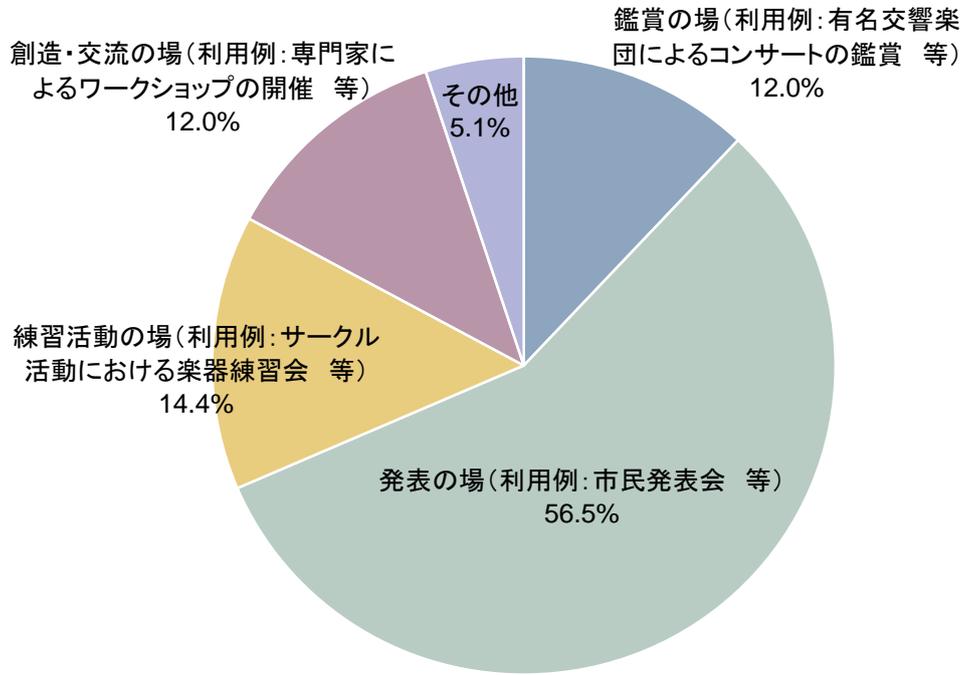
参考：全国の文化施設の潮流

我が国では、1970年代から各自治体で文化ホールの整備が進み、多くは、いわゆる多目的ホールでした。しかし、多目的=どの用途においても不十分とする見方があり、その流れの中で専用ホールが生まれてきました。近年では、設計時点での音響等への解析技術の発展などから、高度なレベルでの多用途への対応が可能となってきたことを背景に、主目的(例えば、音楽ホールをベースに演劇や講演会などに対応していく)という概念が中心になりつつあります。

また、他都市事例でもみられるように、市民の創造活動拠点をホールに併設する(あるいは創造活動拠点にホールが含まれている)ものが多く、また「見える化(東海市芸術劇場)」、「共用部分の重視(穂の国とよはし芸術劇場)」といった傾向もみられます。

(4) 市民文化創造拠点施設に対する利用団体のニーズ（機能）

市民団体等へのアンケート調査では、どのような場として機能することを望むかという問いに対して、「発表の場」として機能してほしいという回答が半数以上（56.5%）となっています。また、「鑑賞の場」「練習活動の場」「創造・交流の場」は、12～14%でほぼ同程度の割合となっています。



市民文化創造拠点施設に望まれる場としての機能

3-2 施設整備の基本的な考え方

「市民文化創造拠点施設」を単なる教育文化会館（はまホール）の代替にとどまらず、『創造都市・浜松』実現に向けた戦略的投資として整備をしていくために、以下を具現化できる施設としていきます。

① 創造都市拠点機能の導入

- ・地域資源の活用による伝統と革新が織りなす、新しい価値創造の場を創出します。
- ・市民の創造的活動を支援する機能の導入を図ります。

② 施設複合化による付加価値の創出

- ・交流機能等の他機能との複合化により、利用者満足度を高めます。
- ・発表・練習機能、創造都市拠点機能との相乗効果により、施設全体の集客力の強化を図ります。

③ はまホールの代替機能の継承

- ・教育文化会館（はまホール）の代替機能として、市民が使いやすい文化活動の発表や練習の場（発表・練習機能）を確保します。
- ・各種教育における文化芸術活動の充実を図ります。

④ 民間活力の導入

- ・民間ノウハウを積極的に活用し、サービス水準の向上を図ります。
- ・PPP/PFIを推進し、財政負担の削減や平準化を図ります。

⑤ 市民参加

- ・施設計画の具体化は、利用者となる市民の声を積極的に取り入れるよう、市民参加によって進めていきます。

⑥ 都心まちづくりへの波及効果

- ・人、もの、情報の交流が盛んで創造拠点にふさわしい、都心部に施設を整備してきます。
- ・集客力のある拠点施設を都心部に整備することで、まちづくりへの波及効果を生み出していきます。

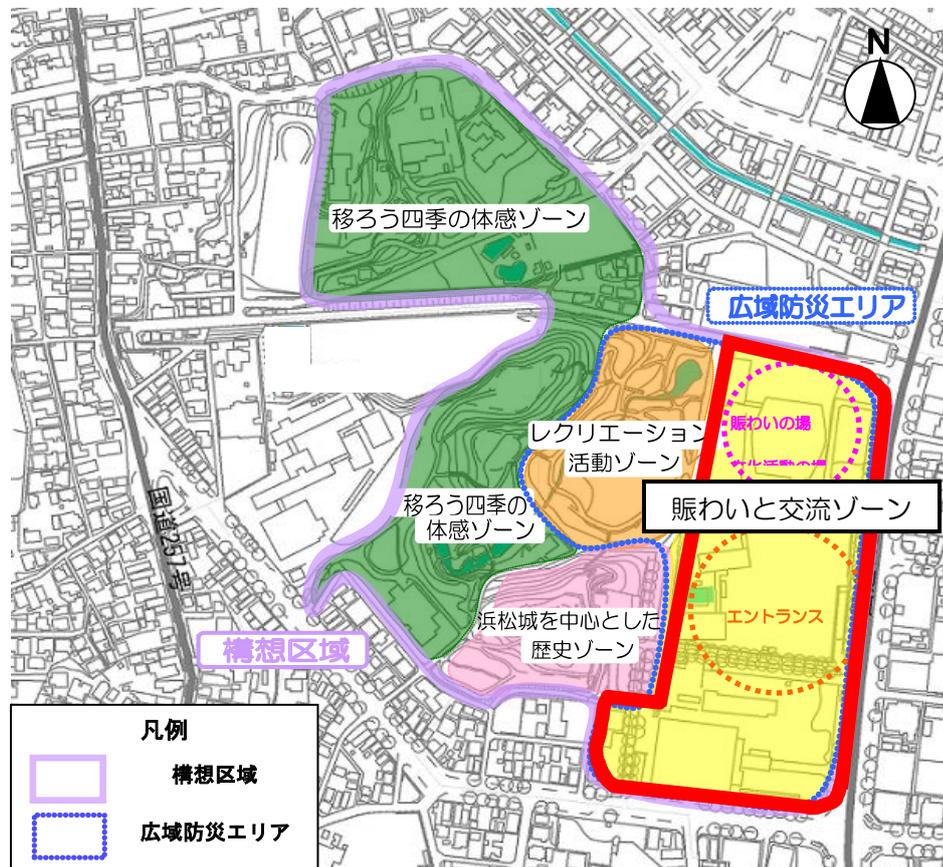
3-3 諸室構成

新施設は「ホール機能」「博物館機能」「観光機能」「創造拠点機能」「交流促進機能」の5つの機能を担うものとし、以下の諸室が考えられます。

機能	諸室	概要
ホール機能	ホール	<ul style="list-style-type: none"> 鑑賞、発表活動に利用できるホール 音楽（吹奏楽など）の主目的ホール 客席規模：1,000～1,500席程度
	リハーサル室	<ul style="list-style-type: none"> 舞台と同規模程度とし、座席を入れれば小規模コンサート、ライブ等にも利用可能 会議、ワークショップ、企業セミナーの利用も想定
博物館機能	博物館分館	<ul style="list-style-type: none"> 博物館の一部機能
観光機能	観光案内	<ul style="list-style-type: none"> 観光資源紹介
創造拠点機能	創作活動スペース	<ul style="list-style-type: none"> 市民の創作活動の場として、小規模な演劇、音楽、パフォーマンスや、展示などの多目的な利用を想定 ホールのリハーサル室や小規模公演も想定 客席規模：200～400席程度
	スタジオ・交流室	<ul style="list-style-type: none"> 小規模単位での各種の練習を想定 会議、ワークショップ、ギャラリー、企業セミナーの利用も想定
	工房・創作室	<ul style="list-style-type: none"> 作品制作等の創作活動利用を想定 ダンス等の利用にも対応
交流促進機能	ロビー	<ul style="list-style-type: none"> 市民や来街者が立ち寄りやすい多目的なスペース
	ギャラリー	<ul style="list-style-type: none"> 展示スペース、創作活動の発表用
	飲食	<ul style="list-style-type: none"> レストランやカフェ 市民などが気軽に立ち寄れる場とするきっかけにする
	パティオなど	<ul style="list-style-type: none"> イベントスペースとして活用 屋外の展示、パフォーマンスなどにも利用
管理機能	事務室等	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理に必要な事務室等

4 市民文化創造拠点施設の整備候補エリア

「3-2 施設整備の基本的な考え方」の内容を具現化できるエリアとして、浜松城公園東側の「賑わいと交流ゾーン」※を候補としていきます。



ゾーニング図（浜松城公園長期整備構想概要版より抜粋）

※「賑わいと交流ゾーン」

平成 26 年 2 月に策定された「浜松城公園長期整備構想」で位置付けられたゾーニングの一つ。公園のエントランス機能とあわせ来訪者を各方面から一体となって誘引する機能を担う、賑わいと交流の場を形成するゾーン。

（1）浜松城公園東側が候補エリアとしてふさわしい理由

①創造都市実現に向けた高い効果

「『創造都市・浜松』推進のための基本方針」に掲げた 5 つの取り組みの方向性のうち、**新たな発想を喚起する創造空間の演出、創造性あふれる市民活動の促進、魅力ある地域資源の活用**を総合的に具現化する効果的な事業となります。

②既存施設の魅力を更に高める相乗効果

浜松城公園は、都市の歴史的象徴でもある浜松城、美術館や松韻亭などの文化施設、自然に取り囲まれた公園など様々な要素を備えており、それぞれの魅力を相乗的に高めていくことができます。

③浜松市民のシビックプライドの拠点

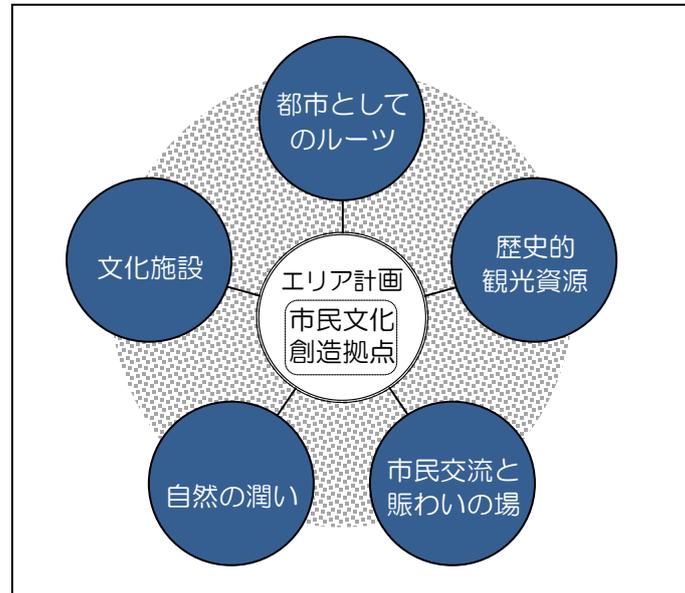
市の象徴とも言うべき浜松城公園を、伝統文化の継承を根底に据えつつ、音の可能性に着目した「サウンドデザイン」をはじめとする新たな価値創造を具現化する市民文化の創造拠点として整備することで、シビックプライド（＝市民が都市に対してもつ自負と愛着）の醸成を図ることができます。

（２）エリア計画の考え方

浜松城の二の丸跡など城下町・宿場町としての歴史的連続性や、市民の創造性が花開く創造拠点の形成を踏まえ、エリア計画は旧体育館跡地、旧元城小学校跡地のほか市庁舎の敷地を含むかたちで考えていきます。

また、エリアの周辺には都市の歴史的・文化的資源が集積することから、場当たりの開発を避け、市民の共感が得られ、誇りとなるような普遍的価値を創出していく必要があります。

エリアの周辺環境としての歴史的観光資源や文化施設、潤いある自然環境のほか、この地に連綿と受け継がれてきた都市のルーツや近年の交流と賑わいの場としての機能などの5つの要素を生かし、一体感のある面的な計画とすることで相乗効果を高めていきます。



エリア計画のイメージ

5 市民文化創造拠点施設の基本コンセプト

浜松市の創造都市の実現に向け、以下を「市民文化創造拠点施設」の基本コンセプトとします。

=市民文化創造拠点施設の基本コンセプト=

互いの魅力が響きあう、市民の文化活動創造拠点

上記の「市民文化創造拠点施設」のコンセプトは、以下の3つのフェーズ（様態）によって実現されると考えます。

また、ここ「市民文化創造拠点施設」は、多様な背景をもった市民が主役の施設とします。

『創造都市・浜松』推進のための基本方針』では、「柔軟で寛容な市民性」が、まちづくりや暮らしに広く活かされ「市民が常に新しい試みにチャレンジし、次々と新しい価値を生み出していく」等と、創造都市の中心には専門家ではなく、市民がいます。

そして、市民が身近にある“創造性”に気づくこと、様々な場面で“創造性”を発揮することが、浜松という地域と個人の両方の成長と魅力を高め、豊かな暮らしが実現されていくこととなります。

なお、市民に愛される場所にしていくために計画・設計段階から利用者となる市民によって検討を重ねていくことで、使いやすさと「私たちの場所」という愛着をはぐくみます。



①継ぐ 浜松の文化の魅力に気づき、次世代に継ぐ

創造都市では、地域固有の文化や資源を活かした創造的な活動が活発に行われています。そのため、「市民文化創造拠点施設」では、身のまわりの地域資源（ものづくり、音楽、多様性、歴史・伝統文化）の魅力に気づく機会を提供します。そのことで市民が“浜松”を誇りに感じ、次世代にも“やらまいか精神”と共に受け継がれていくための施設とします。

そこで、「市民文化創造拠点施設」には、歴史の面影を残す建物や史跡等を取りこみ、かつ地域特有の文化が反映された取り組みが行われ、大勢の人々が集まる施設とします。

②磨く 多様な感性が響き合い、磨かれる

この「市民文化創造拠点施設」には、浜松の地域資源の魅力に気づいた市民をはじめとする様々な立場（国籍・性別・障がいの有無等）の人々が集い、出会うことで各々の感性を磨くことができるサロンのような場所とします。そのためには施設全体が、多様な人を受け入れるようにユニバーサルデザインはもちろんのこと、親しみやすい雰囲気を持てるようにします。また、大人はもちろん、学生や子どもも、おこづかいで通える、行きやすく使いやすい施設にしていきます。また音楽や演劇に限らず、何かを創りたい人、話したい人、考えたい人、色々な人がいて、「何かがあるんじゃないか？」というワクワク感に満ちた場所とします。

他にも、展示やイベント、博物館機能や飲食等の複合化、気軽に参加できるプログラムがある等によって、いつも誰かがいる施設にしていきます。

このように多様な市民の感性が共鳴しあえる場としていきます。

③創る 浜松の新しい価値を創る

地域資源の魅力に気づき、多様な人との出会いによって感性を高めた市民が新たな観点から考えたり、試したりすることができる場が「市民文化創造拠点施設」に用意されています。また、市民の様々な創造活動の拠点でもあり、表現することの喜びと出会える場所となります。他にも市民が環境、教育、福祉などの課題に対して様々なアプローチによる解決を試みる場が用意されています。

そして、この「市民文化創造拠点施設」がもつ社会的包摂（Social Inclusion）機能が発現されることで、市民の暮らしの質や豊かさを高め、浜松市の産業の発展を促すことを期待します。

6 民間活力を活用した整備・運営手法の検討

6-1 整備・運営手法の整理

(1) 浜松市の文化施設の整備・運営手法

教育文化会館をはじめとした浜松市の文化施設の整備・運営手法は、下記のとおりです。

業務項目		整備・運営の手法
資金調達		・市が一般財源、起債等によって設計・建設費を調達。
設計		・市が民間事業者（設計事務所）に設計業務を発注し、民間事業者が設計業務を実施。
建設		・市が民間事業者（建設会社）に建設業務を発注し、民間事業者が建設業務を実施。
運営	維持管理	・市が民間事業者（運営会社）を指定管理者に指定し、民間事業者が運営業務を実施。
	運営	
	事業	・市が一部事業を市の主催事業として実施。

(2) 整備・運営手法の抽出

(1) の整備・運営手法を従来方式とすると、民間活力を活用した整備・運営手法には、下記の運営手法があります。それぞれの浜松市（公共）と民間事業者（民間）の役割分担は下記のとおりとなります。

方式名	資金調達 Finance	設計・建設 Design・Build	運営 Operation	所有	
				土地	施設
従来方式	公共	公共	公共・民間	公共	公共
DB+O方式	公共	民間	公共・民間	公共	公共
PFI方式	BTO	民間	公共・民間	公共	公共
	BOT	民間	公共・民間	公共	民間
リース方式	民間	民間	公共・民間	公共	民間
再開発・共同ビル	公共	民間	公共・民間	公共・民間	公共

(3) 整備・運営手法の概要

各整備・運営手法の概要は、下記のとおりです。なお、運営については、従来方式と同様に一部事業を市が実施する場合があります。

手 法	概 要
DB+0 方式	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・建設一括発注方式と指定管理者制度をあわせた手法。 ・市が一般財源・起債等によって、設計・建設費を資金調達（Finance）。 ・民間事業者が設計・建設業務（Design・Build）を実施。 ・設計・建設業務とは別に、民間事業者を指定管理者に指定し、指定管理者が運営業務（Operation）を実施。 <p>事例：小田原市芸術文化創造センター（計画中）</p>
PFI 方式	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者（事業を実施する特別目的会社：SPC）が、資金調達（Finance）し、設計・建設業務（Design・Build）を実施し、施設完成後に施設所有権を市へ移転（Transfer）し、運営業務（Operate）を実施 [BT0 方式の場合]。 ・資金調達は、設計・建設費全額を民間資金で調達する場合、市が一般財源等で調達する場合がある。 ・運営業務は、①SPC が運営業務全般を実施する場合、②SPC は維持管理業務のみを実施し運営業務は別途指定管理者を指定する場合、③市が直営で実施する場合がある。 <p>事例：静岡市清水文化会館マリナート（BT0 方式・①） 豊橋市穂の国とよはし芸術劇場プラット（BT0 方式・②） いわき文化交流館アリオス（BT0 方式・③）</p>
リース方式	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者（リース会社）が、資金調達（Finance）し、設計・建設業務（Design・Build）を実施し、維持管理を実施し、市に施設をリース（建物賃貸借）し、リース期間終了後に施設所有権を市へ移転（Transfer）。 ・運営業務は、別の民間事業者を指定管理者に指定し、指定管理者が運営業務（Operation）を実施する場合がある。 <p>事例：札幌市民ホール（運営業務についてもリース会社が実施）</p>

6-2 整備・運営手法の検討

(1) 整備・運営手法の適性評価

民間活力を活用する整備・運営手法の適性を評価した結果、PFI方式、リース方式の適性が高いと判断されます。

項目	内容			
ア 設計・建設	<ul style="list-style-type: none"> 設計・建設業務の一括発注と性能発注によって、民間ノウハウを活用し、設計・建設費の縮減など効率的な施設整備が可能 (DB+0方式、PFI方式、リース方式)。 運営業務をあわせて発注する場合、自らによる運営を見据えた施設設計によって、より効率的な設計・建設が可能 (PFI方式、リース方式)。 			
	従来方式	DB+0方式	PFI方式	リース方式
	△低い	○やや高い	◎高い	◎高い
イ 維持管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> 性能発注によって、民間ノウハウを活用し、維持管理・運営費の縮減など効率的な維持管理・運営が可能 (DB+0方式、PFI方式、リース方式)。 設計・建設業務をあわせて発注する場合、自らによる維持管理・運営を見据えた施設設計により、効率的な維持管理・運営が可能 (PFI方式、リース方式)。 			
	従来方式	DB+0方式	PFI方式	リース方式
	△低い	○やや高い	◎高い	◎高い
ウ 財政負担の平準化	<ul style="list-style-type: none"> 民間資金を活用する場合、設計・建設費を割賦払いすることにより、設計・建設費の平準化が可能 (PFI方式、リース方式)。なお、民間資金を活用しない場合においても、起債等により同等の効果が得られる。 維持管理業務に修繕業務を含めることで、修繕費を含めた維持管理費の平準化が可能 (PFI方式、リース方式)。 			
	従来方式	DB+0方式	PFI方式	リース方式
	○やや高い	○やや高い	◎高い	◎高い
エ 事業の安定性	<ul style="list-style-type: none"> 事業期間が長期間となる場合、長期的な事業計画のもと、安定的な事業遂行が期待される (PFI方式、リース方式)。 金融機関のモニタリング機能を導入する場合、より安定性が高まる (PFI方式)。 			
	従来方式	DB+0方式	PFI方式	リース方式
	△低い	△低い	◎高い	○やや高い
オ 整備スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 設計・建設業務を一括発注することによって、整備期間を短縮することが可能 (DB+0方式、PFI方式、リース方式)。 事業者の公募・選定にあたって、法律に基づく手続等に時間を要する (PFI方式)。 			
	従来方式	DB+0方式	PFI方式	リース方式
	△低い	◎高い	○やや高い	◎高い
総合評価	得点化 ◎:2ポイント、○:1ポイント、△:0ポイント 満点10ポイント			
	従来方式	DB+0方式	PFI方式	リース方式
	1	5	9	9

(2) 整備・運営手法の検討の考え方

民間活力を活用した整備・運営手法の特質を踏まえ、以下の基本的な考え方のもと、施設計画や事業計画の具体化にあわせて、慎重に整備・運営手法を検討していきます。

項目	考え方
民間資金・ノウハウの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、建設、維持管理、運營業務の各業務において、積極的に民間資金・ノウハウを活用することで、財政負担を軽減するとともに事業効果を高める。 ・本市の産業、人的資源を活用し、「ものづくりのまち」「音楽のまち」として、独自性の高い施設整備、事業運営を図る。
事業の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体（民間事業者等）の活動を活性化・高度化できる、実効性の高い事業実施体制を組成する。 ・評価組織（評議会等）、金融機関等のモニタリング機能を導入することによって、安定的、継続的な事業運営を実現する。
施設の複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・民間施設との複合化、収益機能の導入によって、新たな需要喚起、賑わいの創出を図る。 ・本市の伝統文化やものづくり文化の知見、ノウハウを導入するとともに、情報発信機能を有した施設整備を図る。
整備スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・教育文化会館の休館によって、市民の文化活動に支障が生じているため、早急な整備を図る。 ・拙速を避けつつ、手続きの簡略化も検討しながら施設整備を進め、市民に文化創造活動の場を提供する。

7 今後の事業推進に向けて

7-1 事業の進め方

(1) エリア計画策定に向けた市民参画の促進

本事業は庁内横断的な検討をしつつも、浜松城という都心における象徴的なゾーンであることから、検討プロセスに市民参加の仕組みを取り入れ、議論の成熟化を図るなど、市民が主体的かつ創造的にまちづくりを進める創造都市の主要プロジェクトとして取り組んでいきます。

市民参加の手法例	特 徴
ワークショップ	議論のしやすい環境を提供することで、テーマや課題に対して参加者が想いや希望を自由に出し合い、創造と合意形成を図る手法。
意見交換会	参加者の対話により、特定のテーマに対する意見を聞いたり、意向を把握する手法。
委員会	特定のテーマについて市民や専門家が参加し、多様な立場から協議や意見交換等を実施することで、結論などを導く手法。
アンケート	多くの人に同じ内容について質問し、意見や意向、傾向等を把握する手法。
パブリックコメント	計画等の案について、会議に依らず、市民から意見を広く募集した意見を考慮して最終案を作成する手法。

(2) 整備スケジュール

平成 30 年度以降に浜松城東側を中心とする旧元城小学校跡地などに埋蔵文化財発掘調査を踏まえ、賑わい交流ゾーンのエリア計画を策定します。同エリア計画策定にあたっては今後、策定予定の「新文化振興ビジョン」とも整合を図るものとします。

なお「市民文化創造拠点施設」には本構想を発展させた基本計画の策定、法定手続き、本事業を実施する民間事業者を公募・選定、設計・建設を経て供用開始という手順を想定しています。

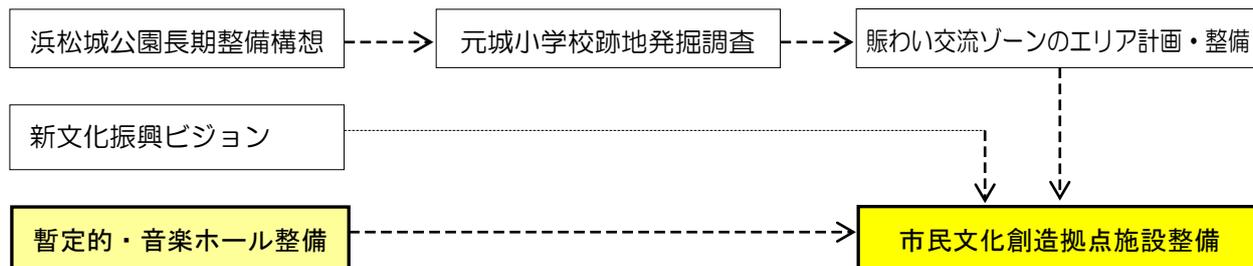
また「教育文化会館（はまホール）の今後のあり方についての提言（平成 28 年 3 月）」において集約可能な施設の統廃合が求められていることから、「新文化振興ビジョン」において市内の文化施設の適正配置についても検討し、統廃合を進めるものとします。

7-2 「(仮称) 市民音楽ホール」の整備(暫定措置)

候補エリア(浜松城公園東側)への施設整備に向けては、発掘や計画の策定などを含む長期的な取り組みとなるため、市民の音楽文化活動が停滞してしまうことが危惧されます。また現状においてアクティシティ浜松の利用が逼迫しており、様々な機会損失を招いています。

このため、新拠点施設が具現化するまでの暫定的な措置として、期間を限定した『(仮称) 市民音楽ホール』を早期に整備するよう検討を行います。

また、浜北文化センターの大規模改修が予定されていることから、当該施設の代替機能も担うものとします。



参考：他都市の文化施設及び文化事業の現状と動向

他都市において、先進的な施設構成や特徴的な運営を行っている文化施設について調査を行い、概要を項目別に整理しました。

【PFI 事業】

○静岡市清水文化会館（マリナート）

施設概要	所在地	静岡県静岡市
	開館	平成 24 年 8 月
	設置者	静岡市
	運営	清水文化事業サポート（株）
	敷地面積	7,720.80 m ²
	延床面積	11,535.72 m ²
機能・複合・諸室	大ホール（1,513 席）、小ホール（292 席） リハーサル室、練習室 2 室、ギャラリー、カフェ	
特質点など	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、建設、維持管理、運営を事業範囲とする PFI 方式により、施設を整備。 ・設計段階において、運営事業者が参加しており、主にバックヤードや客入れ前待機動線には、運営事業者の意見が反映されている。 ・施設の維持管理・運営業務については、指定管理制度を導入し、利用料金制を採用。 ・敷地の制約から、ロータリーに大型バスが入庫できないなど、ロビー開場前のスペースが少ないことが課題となっているが、静岡市経済局商工部清水湾振興課と連携し、同課の管理地を臨時駐車場として利用している。 ・音楽と演劇にそれぞれ専門家をアドバイザーに起用している。 ・フランチャイズオーケストラとして非特定営利活動法人静岡交響楽団を起用している。 	

○穂の国とよはし芸術劇場 PLAT

施設概要	所在地	愛知県豊橋市
	開館	平成 25 年 4 月
	設置者	豊橋市
	運営	（公財）豊橋文化振興財団
	敷地面積	7,612.80 m ²
	延床面積	8,036.59 m ²
機能・複合・諸室	主ホール（778 席）、アートスペース（266 席） 創造活動室 7 室、研修室（大・小）、製作工房、交流スクエア、カフェ	
特質点など	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、建設、維持管理を事業範囲とする PFI 方式により、施設を整備。 ・最初の指定管理期間は 3 年とし、実績の予測が難しいこともあり、使用料方式とした。その利用実績をふまえて、平成 28 年度から利用料金制に移行した。 ・サブホールにあたるアートスペースは、映画の上映会などにも対応し、ジャズなどの利用、企業利用（研修や表彰）、ワークショップ、学会利用など、非常に多目的に使い勝手が良い。 ・演劇、ダンス、音楽、美術を対象とし、小学校向けワークショップを開催。児童だけでなく先生も対象としている。 ・市民ミュージカルに取り組んでいる。2 年目以降は市民が関わり、地元人材の育成できるような企画を増やしており、高校生中心と市民の 2 本立てで実施。 	

【ホール運営】

○豊島区舞台芸術交流センター あうるすぽっと

施設概要	所在地	東京都豊島区
	開館	平成19年9月
	設置者	豊島区
	運営	(公財) としま未来文化財団
	敷地面積	不明
	延床面積	2,931 m ²
機能・複合・諸室	ホール(300席)、会議室3室、カフェ	
特質点など	<ul style="list-style-type: none"> ・豊島区舞台芸術交流センター(2・3階)、豊島区立中央図書館(4・5階)、民間施設(オフィス、6～15階)の区分所有ビル。廊下・トイレ等は、区分所有ビルの共用部分となっており使いづらい面がある。 ・施設として、練習場を有しておらず、練習・稽古は、区の地域創造館、廃校になった旧朝日中学校の校舎と体育館を利用している。 ・指定管理者制度(財団)。他の公共劇場、劇団等で経験を積んだスタッフで企画立案している。催事によって、アーティスト、劇団、制作会社等と連携している。 ・大学生・大学院生等を対象にインターンシップを実施(9ヶ月間)。公共劇場や舞台芸術に関する専門講座を開催。 	

○ala 可児市文化創造センター

施設概要	所在地	岐阜県可児市
	開館	平成14年7月
	設置者	可児市
	運営	(公財) 可児市文化芸術振興財団
	敷地面積	33,689.55 m ²
	延床面積	18,414.78 m ²
機能・複合・諸室	主劇場(1,019席)、小劇場(311席) 美術ロフト、演劇ロフト、音楽ロフト 演劇練習室、音楽練習室3室、木工作业室 レセプションホール、ワークショップルーム(和・洋) ギャラリー、研修室、印刷室、映像シアター、レストラン キッズルーム、情報コーナー、水と緑の広場	
特質点など	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽、演劇、美術利用に適した各ロフトは、日常の活動場所として広く利用されている。 ・日本を代表する「文学座」・「新日本フィルハーモニー交響楽団」と地域拠点契約を結び、公演のほか、ワークショップや学校・福祉施設などに出向いたアウトリーチ活動を実施。 ・「私のあしながおじさんプロジェクト」により、地元企業・団体・個人が公演チケットを寄附金という形で購入し、地域の子どもたちへ鑑賞機会を提供。 ・このほか、「社会貢献型マーケティング」を掲げ、高校へのコミュニケーション・ワークショップなどを実施し、施設が持つ価値観に共感してもらえることを目指している。 ・「alaクルーズ」という市民ボランティア団体がフロントスタッフ事業(主催事業時のチケットもぎり等)、自主事業の企画運営、広報紙の発行等を実施。 	

○新潟市民芸術文化会館 リューとぴあ

施設概要	所在地	新潟県新潟市
	開館	平成 10 年 10 月
	設置者	新潟市
	運営	(公財) 新潟市芸術文化振興財団
	敷地面積	140,143.8 m ²
	延床面積	25,099.9 m ²
機能・複合・諸室	コンサートホール (最大 2000 人)、劇場 (最大 903 人)、能楽堂 (最大 387 人) スタジオ A・B、練習室 6 室、ギャラリー、レストラン、カフェ 展望ラウンジ、インフォメーション、ショップ	
特質点など	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズを取り入れた能楽堂の設置。 ・音楽、演劇 (能楽を含む)、舞踊の各部門で芸術監督のもと、事業企画を立案、自主事業を実施。 ・東京交響楽団と準フランチャイズ契約を結び、年 6 回の定期公演や小学校訪問を実施。 ・国内唯一の公共劇場専属舞踊団となる Noism を抱え、幅広い世代に親しまれている。 ・オーディションにより市内及び近郊在住の音楽家 3 組を登録アーティストとして選出し、専門家とのオリジナルプログラムを開発して、小学校、病院、福祉施設等でアウトリーチを実施。 ・「新潟市ジュニアオーケストラ教室」、「新潟市ジュニア合唱団」、「新潟市ジュニア邦楽合奏教室」、「演劇スタジオキッズコース APRICOT」を運営し、育成活動を展開。 	

【複合施設】

○札幌市民交流プラザ

施設概要	所在地	北海道札幌市
	開館	平成 30 年 10 月 (予定)
	設置者	札幌市
	運営	(公財) 札幌市芸術文化財団
	敷地面積	11,676 m ²
	延床面積	37,332 m ²
機能・複合・諸室	<p><札幌文化芸術交流センター> オープンスタジオ、ワークスタジオ A・B プロジェクトルーム A・B、クリエイティブモール</p> <p><札幌文化芸術劇場> 劇場 (2300 席)、大練習室、中練習室 2 室、小練習室 3 室</p> <p><その他> 札幌市図書・情報館、サービス施設 (カフェ、レストラン、託児室など)</p>	
特質点など	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌創世 1.1.1 区北 1 西 1 地区の第一種市街地再開発事業により、オフィスや放送局との複合施設として整備中。 ・劇場 (ホール) の催し物がない場合でも、施設を整備する地域に日常的に賑わいを創出するため、1 階・2 階に図書・情報館と文化芸術センター (レストラン、カフェを含む。) を整備している。 ・3 階の大練習室は、多様な事業に対応できるよう、劇場の主舞台と同規模とし、一体的に利用できるよう整備している。 ・主催事業は、原則としては財団が企画内容を検討するが、地元を中心とする各分野の専門家に在京の専門家を加えた企画専門委員会の意見を踏まえたうえで決定している。 	

○わくわくホリデーホール（札幌市民ホール）

施設概要	所在地	北海道札幌市
	開館	平成 20 年 12 月
	設置者	札幌市
	運営	大和リース(株)
	敷地面積	1,794.31 m ²
	延床面積	5,947.28 m ²
機能・複合・諸室	大ホール（1,500 席）、会議室 6 室、カフェ、コンビニ	
特質点など	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性の問題から旧施設の代替施設として、短期間かつ低廉を目的にリース方式により整備。 整備費を削減するため、旧ホール施設の移設可能な備品等を活用（リース事業者は無償貸与）したが、恒久施設として利用することが決まったため、今後更新コストがかかることが想定されている。 市が企画する自主事業はないが、指定管理者による貸館施設を利用した自主事業は、今年度 7 回の実施を予定。 平成 27 年度よりネーミングライツを導入しており、年間 10,000,000 円が市に入る仕組み。 事業敷地は地下鉄駅出口から近く、利便性の高い立地のため、周辺の有料駐車場を利用してもらうこととし、来場者駐車場は設置しないこととした。 	

○東海市芸術劇場

施設概要	所在地	愛知県東海市
	開館	平成 27 年 10 月
	設置者	東海市
	運営	東海市
	敷地面積	6,976.36 m ²
	延床面積	13,669.89 m ²
機能・複合・諸室	大ホール（1,025 席）、リハーサル室 多目的ホール、ワークショップ室、会議室 大練習室、中練習室 2 室、小練習室、和室、美術室、ギャラリー 2 室、ミーティング室 2 室、パフォーマンス室、バンドスタジオ 2 室、キッズルーム、アトライブラリー、エントランスプロムナード、交流広場、嚶鳴広場、創造広場	
特質点など	<ul style="list-style-type: none"> 東海太田川駅西地区市街地再開発事業により整備（区分所有）し、店舗やマンションとの複合化。 施設整備の計画段階から市民参加を取り入れた。開館後は市民スタッフとして、イベントのサポート、研修やコンサートでのレセプション、劇場内のにぎわいづくりのためミニイベントを立案・実施。 東海ひとづくりパートナーシップ協定を、名古屋フィルハーモニー交響楽団とよしもとクリエイティブエージェンシーと結び、小学校や公民館への訪問を実施。 事業展開・施設の運営の専門家を芸術総監督として招聘。平成 28 年度からは市の正規職員（次長職）。芸術総監督が企画立案をしている。 パフォーマンス室はダンスの練習ができる環境にあり、1 時間単位で借りることができ使用料が安価であるため、人気がある。 	

○長岡市シティホールプラザ アオーレ長岡

施設概要	所在地	新潟県長岡市
	開館	平成 24 年 4 月
	設置者	長岡市
	運営	NPO 法人ながおか未来創造ネットワーク（運営のみ）
	敷地面積	14,938.81 m ²
	延床面積	35,485.08 m ²
機能・複合・諸室	長岡市役所本庁舎、市議会議場、アリーナ（最大 5,000 人）、ナカドマ市民交流ホール 4 室、市民協働センター、シアター、ホワイエ 多目的室 3 室、会議室 3 室、コンビニエンスストア、福祉カフェ、モスバーガー	
特質点など	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点としての機能確保及び市役所本庁機能をまちなかの数カ所に集約配置するため、市役所本庁舎に加え、多目的アリーナや小ホール等を併設。 ・屋根付き広場「ナカドマ」にて、市民団体主催による交流イベントが多数開催されている。 ・アオーレ長岡の運営を行う市民組織として設立された NPO 法人が施設運営を担当し、市民利用の窓口として、運営のサポートを実施。施設全体のハード管理（清掃、警備、修繕等）は行政が実施。 ・各市民交流ホールは多目的利用が可能。ホール A は電動固定席を備えているため、ホール B・C で練習し、ホール A で発表という流れが想定される。 ・イベント開催時の音が市役所窓口でのやり取りに影響することが課題。 	

○サントミュージゼ

施設概要	所在地	長野県上田市
	開館	平成 26 年 10 月
	設置者	上田市
	運営	上田市
	敷地面積	45,469 m ²
	延床面積	17,620 m ²
機能・複合・諸室	大ホール（最大 1,650 人）、小ホール（最大 372 人） 大スタジオ、中スタジオ、スタジオ 4 室、多目的ルーム、会議室、和室 常設展示室、企画展示室、市民アトリエ・ギャラリー アトライブラリー（ミュージアムショップ）、アトリエ、子どもアトリエ カフェ、中庭（お絵かき広場）	
特質点など	<ul style="list-style-type: none"> ・上田市交流文化芸術センター（ホール）と上田市立美術館から成る複合施設。 ・ホールと美術館で連携した企画（展示室での演劇やホールでのライブペインティング等）を実施。条例上は別組織だが、館長による統率のもと一体的に運営。 ・「育成」を施設のキーワードの一つとし、美術館の象徴として「子どもアトリエ」を設置している。 ・年間 3～4 組のレジデントアーティストを選定し、小学校でのクラスワークショップや公民館でのコンサート、高校生を巻き込んだ作品づくりなどが実施されている。 ・企業等によるパートナー制度を導入し、施設の理念に賛同する企業を対象に、寄付金を募っている。 	

【創造拠点】

○トーキョーワンダーサイト

施設概要	所在地	東京都文京区
	開館	平成 13 年 12 月
	設置者	東京都
	運営	(公財)東京都歴史文化財団
	敷地面積	不明
	延床面積	484.72 m ²
機能・複合・諸室	<p>本郷（左記）、渋谷（渋谷区）、レジデンス（墨田区）、オフィス（東京都現代美術館内）の4箇所構成。</p> <p>○本郷 延床面積 484.72 m² 展示室 3 室、交流室</p> <p>○渋谷 延床面積 367.78 m² 展示室 4 室</p> <p>○レジデンス 延床面積 758.56 m² 民間賃貸マンション、宿泊室 12 室、スタジオ、ライブラリー、交流室</p>	
特質点など	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャラリーでの展示、音楽、パフォーマンスを通じて、若手アーティストの発掘・育成、情報発信を実践。 ・レジデンスは、現在は海外のアーティスト等のクリエイターが滞在し（年間延 50～60 名）、ラボとしてリサーチや制作活動を実施するとともに、イベント、トーク、ワークショップ、制作活動を一般に公開するオープン・スタジオを開催し、一般の方との交流機会を創出。 ・アーティストは、公募又は指名・推薦による。公募の場合は、支援金として国内アーティストに 20 万円、海外アーティストに 30 万円を支給。 ・都から財団への補助事業として実施。本郷・渋谷は、都の普通財産を財団に貸付け（事務室は有償で、ギャラリー等は無償）。レジデンスは、財団による民間賃貸住宅を借り上げ。 	

○ヨコハマ創造都市センター

施設概要	所在地	神奈川県横浜市
	開館	平成 27 年（リニューアル）
	設置者	横浜市
	運営	特定非営利活動法人 YCC
	敷地面積	不明
	延床面積	2,064.45 m ²
機能・複合・諸室	<p>3 階：イベントホール（200 名）、ファブラボ（工房）</p> <p>2 階：ワーキングスペース（シェアオフィス）</p> <p>1 階：ギャラリー（200 名）、カフェ</p> <p>地下 1 階：イベントホール（50 名）</p>	
特質点など	<ul style="list-style-type: none"> ・YCC が施設を無償で借り運営。人件費や初期投資費用を運営者側で負担する代わりに、運営者が裁量を広く持って事業を展開可能。 ・ファブラボを設置し、市民の創作活動を支援。 ・コワーキングスペースを設置し、分野間の交流により、新たな仕事の創出につながるよう配慮。 ・1 階のカフェを展示会開催時にはギャラリーとして活用し、集客と稼働率向上を図っている。 ・本施設における他事業で稼いだ収益を原資に展示会を開催。 ・歴史的な建築を生かして、ドラマ等の撮影によるレンタルスペースの利用料収入を拡大。 	

○山口情報芸術センター（YCAM）

施設概要	所在地	山口県山口市
	開館	平成 15 年 11 月
	設置者	山口市
	運営	(公財)山口市文化振興財団
	敷地面積	14,526 m ²
	延床面積	14,807.54 m ²
機能・複合・諸室	<p><山口情報芸術センター> スタジオA（固定 450 席／立ち見 800 名） スタジオB（仮設 100～200 席） スタジオC（固定 100 席） ホワイエ：展示場、レクチャー会場、舞台・座席等 多目的室（会議室）、ラボ（interLab）、ワークスペース、キッズスペース <中央図書館> 収容能力 39 万冊（蔵書数 38 万冊）</p>	
特質点など	<ul style="list-style-type: none"> ・美術展示、音楽・演劇・映画鑑賞の用途特性に合わせ、かつフレキシブルな活用が可能な「スタジオA・B・C」と「ラボ」で構成。 ・指定管理者制度（財団）。財団は、キュレーター、エドゥケーター、エンジニア、デザイナーなど様々なスキルを有するスタッフで構成（20 名）。 ・「YCAM インターラボ」（研究開発機能）は、「制作ラボ」、「教育ラボ」、「地域開発ラボ」で構成。「制作ラボ」はアーティストたちによる制作（インスタレーション、ダンス／演劇、映像作品等）を幅広い形態で実現するための研究開発を、「教育ラボ」は“学び”に関する研究開発を、「地域開発ラボ」は地域の課題や地域資源に関する研究開発を行っている。 	

【資産活用】

○豊島区役所新庁舎

施設概要	所在地	東京都豊島区
	開館	平成 27 年 5 月
	設置者	豊島区
	運営	豊島区
	敷地面積	8,324.91 m ²
	延床面積	94,681.87 m ²
機能・複合・諸室	<p>11 階～：マンション部分 3～10 階：庁舎部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10 階 豊島の森 ・8 階・9 階 区議会ゾーン ・6 階・7 階 事務室ゾーン ・5 階 災害対策ゾーン ・3 階・4 階 窓口サービスゾーン <p>1～2 階：エントランス、区民交流ゾーン</p>	
特質点など	<ul style="list-style-type: none"> ・全国初となるマンション一体型の庁舎として、新庁舎を開設。 ・南池袋二丁目 A 地区第一種市街地再開発事業にて整備を実施。 ・区所有の土地・建物が再開発後の施設の床に権利交換され、庁舎に必要な占有面積の一部を無償で取得。 ・不足する床については、区が再開発組合より保留床を買い入れたが、この資金は、旧庁舎敷地等を定期借地で民間事業者の有償貸付することで捻出。 ・庁舎部分と民間施設部分（EV や各種配管、非常用階段等）は、原則として分離して整備している。 	

浜松市市民文化創造拠点施設基本構想
平成 29 年 6 月

発行 浜松市 市民部 創造都市・文化振興課
〒430-8652 静岡県浜松市中区元城町 103-2
電話番号 053-457-2301 FAX 050-3730-2887